

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和4年8月23日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
松下 和彦

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 松下 和彦
- 2 概要
 - (1) 調達件名 人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究
 - (2) 数量 1式
 - (3) 調達内容 仕様書のとおり。
 - (4) 履行期限 令和5年3月24日
 - (5) 履行場所 仕様書のとおり。
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCに格付けされている者であること。
 - ④ 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
 - ① 必須事項への対応
仕様書への適合性
 - ② 調査研究の対象
事業概要との適合性
 - ③ 調査研究実施内容・方法の提案
技術調査の適切性、効果的な現状把握及び課題の整理、研究開発・実装に向けた検討の適切性、有効な報告書
 - ④ その他
留意事項への対応、提案の有益性
 - ⑤ 共通事項
作業体制の適切性、経験・能力、ワークライフバランス等の推進に関する取組、公的個人認証及び電子入札の推進に関する取組
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁長官官房技術企画課先端技術導入企画室技術総括係 電話 03-3581-0141
 - (2) 企画提案書の提出希望者への説明
詳細事項についての説明を希望する場合は、上記(1)に問い合わせのこと。
 - (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和4年9月22日 17時00分
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁長官官房会計課調達係 電話 03-3581-0141（郵送又は持参すること。）
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。

人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 審査基準
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート

メモ

- 契約方式
公募型プロポーザル方式

- 事業実施見込額
60,000,000円（税込）

- 企画提案書の提出期限
令和4年9月22日 17時00分（必着）（郵送又は持参）

- 企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

- 企画提案書と併せて、同期限までに以下の書類の提出をお願いします。
 - ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCに格付けされている者であること。
 - ・ 見積書
見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付してください。
また、見積額は契約金額をご提示ください。
なお、宛名は「警察庁」をお願いします。

- プレゼンテーション実施日時
令和4年9月30日（時間は別途指示）

- 契約に関する照会先
長官官房会計課調達係
電話 03-3581-0141 内線2298
メール tyotatu@npa.go.jp

- 仕様に関する照会先
長官官房技術企画課先端技術導入企画室技術総括係
電話 03-3581-0141 内線6276
メール ATP-01@npa.go.jp

- 注意事項
入札を辞退される方は、別紙の「アンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。

以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・
分析技術の実用化に向けた調査研究
調達仕様書

令和4年8月9日

警察庁長官官房技術企画課先端技術導入企画室

目 次

1	調達概要	3
1.1	調達件名	3
1.2	調達の背景	3
1.3	目的	3
1.4	調達の方式	3
1.5	履行期限	3
1.6	調達案件間の入札制限	3
2	用語の定義	3
2.1	電磁的記録媒体	3
2.2	外部記録媒体	3
3	作業実施内容	3
3.1	技術調査	3
(1)	基礎調査	4
(2)	個別調査	4
3.2	現状把握及び課題の整理	4
(1)	サイバーパトロールの現状整理	4
(2)	民間企業等のニーズの把握	4
3.3	研究開発・実装に向けた検討	4
3.4	報告書の作成	4
4	成果物の範囲、納入期限等	5
4.1	成果物及び納入期限	5
4.2	納入形態等	5
4.3	納入先	5
5	留意事項	5
5.1	作業員名簿及び実施計画書の提出	5
5.2	調査研究の方法等	6
5.3	定例報告等	6
5.4	作業場所	7
6	知的財産権	7
7	秘密に関する事項	7
8	検査	8
9	再委託	8
10	その他	8

1 調達の概要

1. 1 調達件名

人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究

1. 2 調達の背景

デジタル化の進展等に伴うサイバー空間の公共空間化により、今まで以上にサイバー空間の安全・安心の確保が重要になっている。

他方、サイバー空間上には児童ポルノ、規制薬物の広告、不正商品（海賊版・偽ブランド等）の売買に関する情報等の違法・有害情報が膨大かつ多種多様に存在しており、これら違法・有害情報を全て人手で対処することは困難である。

そこで、警察庁では、人工知能等の先端技術を活用した、サイバー空間上の違法・有害情報を効率的に探索・分析する汎用的なサイバーパトロールの仕組みを構築・実装し、サイバー空間上の違法・有害情報対策を高度化・効率化することで、効果的な取締り・抑止を実現することを目指すこととしている。

1. 3 目的

本調査研究では、サイバー空間における違法・有害情報の効率的な探索・分析を可能にする汎用的なサイバーパトロールシステムの構築に向け、既存の技術・サービスやネットオークション等を運営する民間企業等で実践されている探索・分析技術等に関して調査を行うとともに、警察業務への適用に向け、仕様や運用方策について検討し、次年度以降の導入に向けたロードマップ等を作成することを目的とする。

1. 4 調達の方式

企画競争方式（公募型プロポーザル方式）とする。

1. 5 履行期限

令和5年3月24日（金）

1. 6 調達案件間の入札制限

本調査研究の受託者に対し、後に行う調達案件に入札制限は設けない。

2 用語の定義

2. 1 電磁的記録媒体

電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを記録する媒体をいう。

2. 2 外部記録媒体

USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の電子計算機に接続し情報を入出力する電磁的記録媒体をいう。

3 作業実施内容

3. 1 技術調査

(1) 基礎調査

サイバー空間上の違法・有害情報の探索・分析に活用可能な、画像分析技術その他の既存の技術・サービスについて網羅的に文献調査・動向調査を実施し、違法・有害情報の探索・分析における当該技術等の活用による効果、課題等について調査結果を整理すること。

なお、調査範囲は国内外問わず、具体的な調査範囲については警察庁と協議の上、決定すること。

(2) 個別調査

画像分析技術等を活用したサイバー空間上の違法・有害情報対策を実施しているプラットフォーム事業者その他の民間企業等に対するヒアリングによって、違法・有害情報の探索・分析の手法、実施体制、人材育成等に関して可能な限り実情に即した調査を実施し、違法・有害情報対策に係る課題やその解決策等について調査結果を整理すること。

なお、調査対象とする民間企業等については、従業員数 300 人以上を有する企業を 3 社以上選定し、警察庁と協議の上、決定すること。

3. 2 現状把握及び課題の整理

(1) サイバーパトロールの現状整理

警察で実施しているサイバーパトロールの現状について、業務フロー、課題、ニーズ等について整理すること。

調査対象範囲等については、事前に警察庁と協議し調査を実施すること。

(2) 民間企業等のニーズの把握

サイバー空間上の違法・有害情報対策に係るニーズを持つ民間企業等に対しヒアリングを行い、実施している対策の現状やAI等先端技術の活用による対策の高度化に係るニーズについて整理すること。

なお、調査対象とする民間企業等については警察庁と協議の上、選定すること。

3. 3 研究開発・実装に向けた検討

3. 1 及び 3. 2 で実施した調査の結果を基に、サイバー空間上の違法・有害情報対策の高度化・効率化に向けたサイバーパトロールシステムの構想、運用方策、構築・継続利用に係る費用、民間企業や関連団体等との協力関係の在り方等について検討し、研究開発・システム構築に必要な要件を取りまとめるとともに、その実現に向けたロードマップを作成すること。

3. 4 報告書の作成

次の事項を含む本調査研究における報告書を作成し、警察庁の承認を得て提出すること。

(1) 基礎調査及び個別調査の手順、対象、結果等、技術調査に関する事項

(2) 警察におけるサイバーパトロールの現状及び民間企業等のニーズを把握するために行った調査手順、対象、結果等、現状把握及び課題の整理に関する事項

(3) 研究開発・システム構築に必要な要件その他の検討結果(構築・継続利用に

必要な経費を含む。)及びロードマップ

(4) その他参考となる事項

(5) (1)から(4)に掲げる事項に関して、プラットフォーム事業者及びそれ以外の民間企業等(権利者等)のそれぞれにおける違法・有害情報対策に資する事項

4 成果物の範囲、納入期限等

成果物は、警察庁の承認を得た後に納入すること。

4. 1 成果物及び納入期限

No	成果物	内容	納入期限
1	調査研究報告書	3「作業実施内容」に基づいて行った「人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究」の検討内容及び結果を全て記載したもの(図表等に係る編集可能なデータを含む)	令和5年3月24日
2	発明物	調査研究の中で発明を得た場合に限る	

4. 2 納入形態等

内容は原則として日本語とし、以下のとおりとする。

なお、電磁的記録媒体の種類、規格及び記録する電子データのファイル形式については、警察庁と協議すること。

- (1) 報告書の内容を印刷したA4版カラー印刷及び2穴パイプ式ファイルで綴じられた図書 1部
- (2) 報告書の電子データを記録した電磁的記録媒体 1式
- (3) 調査研究の中で発明を得た場合の発明物を収録した電磁的記録媒体 1式

4. 3 納入先

警察庁長官官房技術企画課先端技術導入企画室

5 留意事項

5. 1 作業員名簿及び実施計画書の提出

- (1) 契約締結後、受託者は5営業日以内に本調査研究に係る体制として、本調査研究を実施する者及び本調査研究を統括する者を定めること。また、本調査研究に係る体制に関する名簿(経験年数、調査研究又は開発に従事したシステムの内容、本契約に関連する保有資格等を記したもの。)を提出すること。
- (2) 契約締結後、受託者は速やかに本調査研究の実施計画について警察庁と協議の上、

実施計画書を作成し、警察庁の承認を得て提出すること。実施計画書の作成に当たっては、調査内容、体制、工程等を十分に検討すること。

なお、本契約の一部を他の業者に再委託する場合には、委託先、委託範囲等についてあらかじめ警察庁と協議すること。また、計画や体制等に変更又は修正が生じた場合は、その都度、警察庁と協議の上、実施計画書等を更新すること。

5. 2 調査研究の方法等

- (1) 本調査では、単に受託者が製造する又は特許権等の工業所有権や著作権等を有するという理由だけで、十分な調査、比較及び検討をせず、受託者に利益を誘導するような安易な結論は認めない。広く世の中の技術や市場の動向を調査の上、比較及び検討を行い、最善の方策、技術等を提案すること。
- (2) 調査対象範囲、調査対象企業等の選定は警察庁と協議の上行うこと。
- (3) サイバーパトロールシステムの開発・実装に向けた検討は、システム設計、開発又は調査研究の実績がある者の知見を十分に活用すること。
- (4) 受託者は、随時、警察庁と作業目的、内容等について意識を共有し、実施計画書に従い、遅滞なく調査研究を実施すること。
- (5) 本契約期間中、官庁執務時間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項を除く日の 9 時 30 分から 18 時 15 分までの間をいう。以下同じ。）における警察庁からの問合せに対応すること。
- (6) 本調査研究の全体調整を図るため、官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM)「人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究」のプログラムディレクター (PD) を長とした検討委員会を設置し、3 回程度開催すること。委員の選定に当たっては警察庁と協議し、決定すること。運用に要する経費（国及び地方公共団体の職員を除く委員への謝金・交通費等）は契約業者において用意すること。

なお、契約事業者において 5 営業日以内に議事録を作成し、警察庁の承認を得て提出すること。

- (7) 検討委員会は対面若しくは Web 会議サービス等を用いたオンライン又はそれらのハイブリッド方式で開催するものとし、いずれの方法で開催するか警察庁と協議した上で決定し、会場（東京都 23 区内）準備や必要な資機材、運用に要する経費（国及び地方公共団体の職員を除く委員への謝金・交通費等）は契約業者において用意すること。

なお、運用に要する経費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和 25 年法律第 114 号）及び「謝金の標準支払基準」（平成 21 年 7 月 1 日各府省申合せ、平成 27 年 3 月 6 日改訂）に準じて算出して支給すること。

5. 3 定例報告等

- (1) 本仕様書及び実施計画書に基づく履行状況確認のため、原則として月 2 回程度、警察庁と打合せを行うこと。ただし、重大な課題や問題が発生した場合及び警察庁から指示があった場合においては、警察庁に対し速やかに報告すること。

また、警察庁から履行状況について指導を受けた場合は、これに誠実に対応する

こと。

- (2) 警察庁と打合せを行った場合は、契約事業者において5営業日以内に議事録を作成し、警察庁の承認を得て提出すること。

なお、打合せの場所は、警察庁が指定する東京都23区内の場所とする。ただし、警察庁担当者と調整の上、Web会議サービス等を用いたオンラインによる開催としてもよい。

5. 4 作業場所

原則として、受託者の負担により準備する作業場所とする。

6 知的財産権

6. 1 本契約履行過程で生じた著作権（著作権法で規定するプログラムを含む。）に関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、契約書の定めにかかわらず、警察庁に帰属するものとし、警察庁が使用するものとする。

6. 2 受託者は警察庁に対し、当該成果物に係る一切の著作権者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

6. 3 本契約履行過程で使用する内容及び納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、警察庁が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に警察庁の承認を得ることとし、警察庁は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

7 秘密に関する事項

7. 1 受託者は、本契約に関して警察庁が開示した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。ただし、公知の情報等は含まないものとする。また、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合について、事前に警察庁と協議し承認を得た場合にあつてはこの限りでない。

7. 2 本調査研究により知り得た情報、検討内容、成果等を警察庁の許可なく外部に公表しないこと。

7. 3 本調査研究により出力又は複製したデータ及び資料を警察庁以外に持ち出す場合は、事前にデータ又は資料の内容、理由並びに持ち出し先の名称及び住所を記載した書面を警察庁に提出し、その許可を得た上で行うこと。

7. 4 警察庁から受領した資料又はデータ並びに本契約により取得した情報の電磁的記

録媒体が不要になった場合は、警察庁の指示に従い、返納、消去等の措置を確実に実施すること。

7. 5 警察庁庁舎への入退庁並びに資機材、外部記録媒体の持込み・持ち出し及び警察庁庁舎内における一時保管については、警察庁が定める所要の手続に従うこと。

8 検査

8. 1 履行確認の検査は、本仕様書に基づき実施する。
8. 2 調査研究の適正な履行を確保するため、進捗状況の検査、業務管理の状況等について適宜検査を行う。
8. 3 検査中に本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。
8. 4 検査に当たっては、希望検査日等を記載した通知書を警察庁に提出し、警察庁検査官の検査を受け、承認を得た後に成果物の納入を行うこと。

9 再委託

9. 1 以下の作業は、本契約の主たる部分であるため再委託をすることはできない。
 - (1) 本調査研究の総合的企画
 - (2) 本調査研究の統括及び履行管理
 - (3) 本調査研究の報告書の作成
9. 2 本調査研究の一部を他の業者に再委託する場合には、再委託を受けた業者も受託者と同様に7項「秘密に関する事項」の各事項を遵守する義務を負う。

10 その他

10. 1 業務に係る警察庁の対応時間は、官庁執務時間とする。ただし、あらかじめ警察庁の承認を得た場合はこの限りではない。
10. 2 本契約の履行に当たって本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、警察庁と協議して決定すること。
10. 3 本仕様書に記載なき事項でも、本件特定役務に必要と認められる事項は、警察庁と協議の上行うこと。
10. 4 受託者及び再委託を受けた業者が、本仕様書に定める事項に違反したと認められる場合、損害賠償等の責を負う場合があるほか、本調査研究に関連する今後の調達における入札参加資格を失うものとする。
10. 5 本契約を履行するに当たり必要となる費用は、全て受託者が負担すること。

人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の
探索・分析技術の実用化に向けた調査研究

応募要領

令和4年8月23日
警察庁

1 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書の様式

- ア A4判縦、横書き、両面印刷、日本語で記述したものを提出すること。
- イ 文字は注記等を除き、原則として、10.5ポイント以上とすること。
- ウ 目次及び頁番号を付与すること。
- エ 企画提案書には、提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。
- オ 企画提案書は、ページ数に上限は設けないが、1(2)に基づき、簡潔かつ明瞭にすること。

(2) 企画提案書の記載内容

- ア 実施方針、実施フロー及び工程計画を記載すること。
- イ 「「人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究」審査基準」に則り、簡潔かつ明瞭に記載すること。
 - (ア) 項目番号、項目名称は変えないこと。
 - (イ) 評価は項目ごとに行うので、項目ごとに提案したい事項を全て記載すること。
なお、項目ごとに提案を完結させること。
- ウ 提案に当たっての考え方を文書及び図で分かりやすく示すこと。加えて、成果物イメージ又はサンプルを示して提案すること。
- エ 有益と考えられる代替案の提案や重要だと考える指摘事項を明確にして提案すること。
- オ 企画提案書は、特段の専門的知識を有しなくても理解できるよう、十分に分かりやすい記述とすること。
なお、必要に応じて、用語解説等を添付すること。
- カ 提案に当たって、提案内容についてより具体的・客観的かつ詳細な説明を行うための資料を添付資料として企画提案書に含めることができる。
なお、企画提案書本文と添付資料は対応させること。
- キ 本事業は官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の枠組みで実施する事業であることから、その趣旨を踏まえ、マッチングファンドの扱いについても提案を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限
令和4年9月22日（木）17時必着（郵送又は持参）
- イ 提出部数
印刷物を15部、PDFファイルを記録したDVD又はCDメディアを1枚提出すること。
- ウ 提出先
〒100-8974
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁長官官房会計課調達係
電話 03-3581-0141（内線）2298

(4) 留意事項

ア 提出された企画提案書は、評価結果にかかわらず、返却しない。

イ 1 (1)及び(2)に従った企画提案書でないと警察庁が判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。また、説明を求める場合があるので、その場合は誠実に対応すること。

2 プレゼンテーション実施要領

(1) 実施日時

令和4年9月30日（金）

なお、時間は、集合時間を含めて提案者ごとに別途指示する。

(2) 場所等

ア 会場

警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。

イ 参加人数

3名までとする。

(3) プレゼンテーション内容

ア 企画提案書作成要領に示す内容に沿って、簡潔かつ明瞭に説明すること。

イ 提案者独自の提案及びアピールする部分について、その内容の説明を中心に行うこと。

(4) プレゼンテーション進行要領

ア 会場への入室は、警察庁職員（事務局）が指示するので入室後は速やかに説明の準備を始めること。

なお、準備が整った際には事務局にその旨を伝えること。

イ 説明時間は、準備時間を含めて、25分以内とする。企画提案書の内容を簡潔かつ明瞭に説明すること。

ウ 開始から20分及び25分を経過したときに合図をするので、25分が経過した際には説明を終了すること。

エ 質疑応答時間は、15分とする。終了後は、速やかに片付けをすること。

(5) 留意事項

ア 時間厳守で行うこと。

イ プレゼンテーションに必要な機材のうち、資料投影用モニター及び電源は警察庁で準備するが、その他必要な機材は、説明者が準備すること。

なお、機材については、事前に親和性の確認をすることができるので、希望する場合は、6の問合せ先に問い合わせること。

ウ プレゼンテーション時に使用する資料は、パワーポイントで作成し、企画提案書の範囲を超えないものとする。

なお、提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。

エ 企画提案書の追加資料は認めない。ただし、パワーポイントを使用して説明を行う際には、その説明のための配布資料として、パワーポイントの画面イメージを印刷したものを20部用意し、プレゼンテーション時に配付すること。

なお、配付資料に提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載

しないこと。

3 特記仕様書としての使用

プレゼンテーション時の質疑応答等を踏まえた記録を提出すること。提出に際しては内容について警察庁の承認を得ること。

なお、契約の相手方となる業者から提出を受けた記録については、契約締結の際の特記仕様書として使用する。

4 その他

- (1) 警察庁は、警察部内に限り企画提案書に記載された事項を利用する場合がある。
- (2) 警察庁はプレゼンテーションの内容を撮影又は録音する場合がある。
- (3) 企画提案書の作成、プレゼンテーションの実施に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 審査結果は、提案者に対して「審査結果通知書」を送付する。
- (5) 企画提案に当たって質問等がある場合は、質問事項を他の参加者に共有する必要があるので、令和4年9月14日（水）までに6の問合せ先に文書で問い合わせること。

5 事業実施見込額

60,000千円（税込み）

6 問合せ先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2-1-2

警察庁長官官房技術企画課先端技術導入企画室技術総括係

電話 03-3581-0141 内線6276

E-mail ATP-01@npa.go.jp

「人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究」
審査基準

警察庁

評価項目一覧

評価軸 (評価の観点)	仕様書 項番	評価項目	評価内容	配点	内訳		採点		
					必須	加算			
1. 必須事項への対応									
1.1	仕様書への適合性		仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	10	10	10			
2. 調査研究の対象									
2.1	事業概要との適合性	1 事業概要	事業概要に沿った有益な提案であるか。	100	100	100			
3. 調査研究実施内容・方法の提案									
3.1	技術調査の適切性	3.1(1) 基礎調査	複数の技術について調査対象としているか。 調査範囲は網羅的又は効果的であるか。 調査で得られた結果を理解し、易くかつ有用的に整理する方法が提案されているか。	740	30	30			
		3.1(2) 個別調査	複数の民間企業等について調査対象としているか。 プラットフォーム事業者以外の民間企業等を含む多様な民間企業等が調査対象となっているか。 違法・有害情報対策に係る課題や解決策等を整理するためのヒアリングについて、実情に即した有益な情報を得られる方法が提案されているか。		30	30			
3.2	効果的な現状把握 及び課題の整理	3.2(1) サイバートロールの現状整理	ヒアリング相手の協力が得られるような調査方法が提案されているか。 3.3の研究開発・実装へ向けた検討に必要な情報を有用的に整理する方法が提案されているか。		30	30			
		3.2(2) 民間企業等のニーズの把握	複数の民間企業等について調査対象としているか。 プラットフォーム事業者以外の民間企業等を含む多様な民間企業等が調査対象となっているか。 3.3の研究開発・実装へ向けた検討に必要な情報を有用的に整理する方法が提案されているか。		30	30			
3.3	研究開発・実装に向 けた検討の適切性	3.3 研究開発・実装に向けた検討	研究開発・実装に向けた検討について、効果的な方法が具体的に提案されているか。		50	50			
			研究開発・システム構築に必要な要件を取りまとめる方法について適切かつ有効な提案がなされているか。 研究開発・実装に向けたロードマップを作成する方法について適切かつ有効な提案がなされているか。		100	100			
3.4	有効な報告書	3.4 報告書の作成	第三者が引き継ぐために必要な情報に加え、有益な情報が掲載されているか。		30	30			
			違法・有害情報対策に係る研究開発・実装に有効な報告書であるか。		50	50			
4. その他									
4.1	留意事項への対応	5.2(1) 調査研究の方法等	広く世の中の技術や市場の動向を調査の上、比較及び検討を行う提案となっているか。 ・本事業の調査を深める検討委員会の開催が見込めるか。 ・検討委員会後の調整に柔軟に対応できるか。		280	50		50	
		5.2(6)	各ニーズに応じたサイバートロールシステムの研究開発・実装の要件を定義できる提案であるか。 要件となる技術の定量的な評価方法について提案されているか。 事業の趣旨に沿った提案その他有益と考えられる提案がなされているか。	30		30			
4.2	提案の有益性	作業全体を通じての有益な提案		50		50			
				100		100			
5. 共通事項									
5.1	作業体制の適切性	5.1 作業管理	・実証実験を適切に実施する体制を有しているか。 ・定例報告等及び議事録作成を適切に行う体制を有しているか。	30	30				
5.2	経験・能力	組織・事業従事予定者の専門性・類似事業の実績	・組織としてノウハウ及び類似事業の実績を豊富に有しているか。 ・事業従事予定者が専門的知識を有しているか。 ・事業従事予定者がノウハウ及び類似事業の経験を豊富に有しているか。 ・事業従事予定者が事業を進める上で、有益な資格又は講演や論文投稿等の実績を有しているか。				30	30	
5.3	ワークライフバランス 等の推進に関する取組		認定等の区分 ※1	100	30	12 21 24 30 6 12 15 18 21 30 24	全体の配 点合計に 応じて調整		
			女性活躍推進法に基づく認定（えるぽし認定企業）					1段階目 ※2 2段階目 ※2 3段階目 ※2 フラチナえるぽし ※3 行動計画 ※4	
			次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・フラチナくるみん認定企業）					くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※5 トライくるみん ※6 くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※7 くるみん（令和4年4月1日以降の基準） ※8 フラチナくるみん ※9	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
			若者雇用推進法に基づく認定（コースエール認定企業）					※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号、以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※5の認定を除く。） ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号、以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2	
5.4	公的個人認証及び 電子入札の推進に関する 取組	公的個人認証及び電子入札の推進に関する 指標	①認定事業者のみに該当する事業者	10	10	全体の配 点合計に 応じて調整			
評価合計（1230点満点）				1230	10	1220			

評価区分別配点表

評価区分	評価基準				
S	通常 of 想定を超える、卓越した提案内容である。	100	50	30	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	66	33	20	6
B	概ね妥当な内容であると認められる。	33	17	10	3
C	内容が不十分である、又は記載がない。	0	0	0	0

契約書（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

- 件名 人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究
- 契約金額 円 . -
うち消費税額及び地方消費税額 円 . -
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 履行期限 令和5年3月24日
- 仕様 別添仕様書のとおり
- 契約保証金 徴収免除

（目的）

- 第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、表記「人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究」（以下「本件業務」という。）を行い、その結果を甲に報告し、甲はその対価を乙に支払うものとする。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、本件業務の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（業務の実施）

- 第3条 乙は、別添仕様書に基づき、本件業務を実施するものとする。

（報告書の提出及び確認）

- 第4条 乙は、本契約書に定めるところにより本件業務を完了した場合は、履行期限までに報告書を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項の報告書を受領した場合は、速やかに本件業務の履行の確認をしなければならない。

（業務の報告義務）

- 第5条 乙は、前条の規定により提出した報告書について、甲から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(成果の引き渡し)

第6条 乙は、本件業務によりデータ、報告書、発明等（以下「成果」という。）を得た場合、収録した納品物件を甲に引き渡さなければならない。ただし、履行完了前においても甲は必要とする成果の引き渡しを乙に求めることができる。

2 乙は、成果を甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(遅延賠償金)

第7条 乙は、甲の指定する履行期限内に成果物合格品を提出することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、履行期限後に提出する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から提出日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第8条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合。

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合。

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合。

(3) 乙が第9条第1項に該当する場合。

(4) 乙が第35条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合。

- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合。
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未納入成果物に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第10条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第11条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときには、この限りではない。
- 2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約金額の支払）

- 第12条 甲は、第4条により成果を受領し、本件業務の履行について確認した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

- 第13条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(再委託)

第15条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

- 第16条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。
 - 3 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏れいしたため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(知的財産権の範囲)

- 第17条 本契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - (4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 本契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
 - 3 本契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定

める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第18条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、本件業務に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第20条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲又は甲が指定する都道府県警察（以下「甲等」という。）が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で知的財産権を実施する権利を甲等に許諾する。
- (3) 乙は、知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受なければならない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(国等による無償の実施)

第19条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、本件業務の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で本件業務に係る知的財産権を実施することができる。

(知的財産権の報告)

第20条 乙は、本件業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、別紙様式1の産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

(特許出願の記載例)

(願書面(国等の委託研究の成果に係る記載事項)欄に記入)

「国等の委託研究の成果に係る特許出願(令和〇年度警察庁「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願)」

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、別紙様式2の産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、本件業務に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、別紙様式3の著作物通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第21条 乙は、本件業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第18条、第19条、前条、次条及び第23条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別紙様式4の移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第18条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、別紙様式4の2の移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第22条 乙は、本件業務に係る知的財産権を自ら実施しようとするとき又は第三者をして実施させようとするときは、別紙様式5の知的財産権実施承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、本件業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施させる場合には、第18条、第19条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

3 乙は、本件業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別紙様式6の専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

4 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、別紙様式6の2の専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第23条 乙は、本件業務に係る知的財産権を放棄する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第24条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

(ノウハウの指定)

第25条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本件業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要がある時は、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第26条 第18条第2項に該当する場合、乙は本件業務に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続き

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が、日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第27条 乙は、本契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が本件業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をすするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規定を定めなければならない。

(成果の実施)

第28条 乙等が、成果を利用した製品の製造又は販売を行おうとするときは、予め甲に

報告すること。

(成果の公表)

第29条 乙等が成果を公表する場合、予め甲の承認を得るものとする。

(契約保証金の還付)

第30条 甲は、第8条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約不適合責任)

第31条 甲は、本件業務について本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(知的財産権の紛争解決)

第32条 乙は、本件業務に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(管轄裁判所)

第33条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第34条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第35条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第36条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
松下 和彦

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

(再委託の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託するときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が再委託する場合、乙は乙と再委託先との間で締結する契約において、再委託先において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により乙が再委託する場合の再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託先等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5 甲は乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 乙又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 乙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

3 乙は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。

4 乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

5 乙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

6 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。

8 乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第6条 乙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。

4 乙は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。

5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

（情報セキュリティ侵害事案等事故）

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

四 一号から三号までに掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

（情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任）

第9条 乙は、乙の従業員又は再委託先等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置）

第10条 乙は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

3 第8条に規定する事故が再委託先等において発生した場合、乙は甲が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

4 乙は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。

5 第8条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。

6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

- 第11条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。
- 2 甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
- 3 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。
- 4 甲が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
- 5 乙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。
- 6 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、第8条に規定する事故が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が再委託先等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(再委託先等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施/未実施	実施状況(詳細)又は未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に委託していない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず再委託をするときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1及び2が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2	※	※

	(甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
15	5.3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5.4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5.5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5.6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5.7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6.1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
21	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
22	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
23	7.1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
24	7.5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
25	10.1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
26	10.4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始20日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別紙様式1

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、契約書第20条第1項の規定により通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る産業財産権の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

別紙様式2

産 業 財 産 権 通 知 書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」について、下記のとおり産業財産権の登録等の状況について、契約書第20条第3項の規定により通知します。

記

- 1 出願等に係る産業財産権の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

別紙様式 3

著作物通知書

令和 年 月 日

警察庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」に係る著作物について、契約書第 20 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

移 転 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、
契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 開発項目
- 3 知的財産権の種類
- 4 知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
- 5 移転先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 6 承認を受ける理由（下記のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
 - ① 移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
 - ② 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたされるため
 - ③ その他

(注)

具体的な理由

(理由が①の場合)

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

(理由が②の場合)

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

更に、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)

- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ (国際分業戦略等)
- ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

(理由が③の場合)

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

移 転 通 知 書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」に係る著作物について、契約書第
21条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 開発項目
- 2 移転した知的財産権
- 3 移転先
- 4 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
 - ① 契約書第22条第2項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
 - ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

5 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第19条から第24条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

知的財産権実施承認申請書

令和 年 月 日

警察庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、
契約書第 2 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 実施しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注 1） 及び 番 号（注 2）	名称等（注 3）

2 実施

自己・第三者（注 4）

(注)

記載注意

(注1) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権またはノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注2) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注3) : 該当する(1)～(4)の事項を記入してください。。

(1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称

(注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

専用実施権等設定承認申請書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所
会社名及び
代表者名 印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、
契約書第 2 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注 2）、 番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 承認を受ける理由（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

- ① 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
- ② 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
- ③ その他

（注）具体的な理由を、別紙様式 4 の記載要領に従って記載すること。

記載要領

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

専用実施権等設定通知書

令和 年 月 日

警 察 庁 殿

受託者住所

会社名及び

代表者名

印

年 月 日付け業務に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、
契約書第 2 2 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権について

知的財産権の種類（注 2）、 番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

2 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

- ① 契約書第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
- ② 以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため

記載要領

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 人工知能等を用いたサイバー空間における違法・有害情報の探索・分析技術の実用化に向けた調査研究

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね _____ 日間必要）。

納期、履行期間が短い（概ね _____ 日間必要）。

仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

業務内容と異なる内容であった。

情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等